

第 13 条 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反した場合、又は乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合は、甲は何らかの催告を要せずこの契約を解除することができる。

第 14 条 前条の規定により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙は損害賠償の責めを負う。前条の解除により乙に生じた損害については、甲はその責めを負わない。

第 15 条 各条に定めるもののほか契約履行について必要な事項は、財団会計規程の定めるところによる。

第 16 条 この契約について疑義を生じたときは、甲乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲 3700 番地 20
一般財団法人佐賀県環境クリーン財団
理 事 長

乙 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

表

物品名	形状規格	契約手数料単価	備 考
白灯油	J I S 1 号	●●●円/ℓ 請求単価は納品された週ごとの「ENEOS 基準価格(関連コスト 1.5 円/ℓを含む)」にこの契約手数料単価を加えたものとする。	契約保証金：免除 契約期間：令和 6 年 月 日から 令和 6 年 9 月 30 日まで 【全体購入量】の約 3 分の●●● ※想定全体購入量：約 342KL

※単価は消費税及び地方消費税を含まない金額。

※表中の想定全体購入量は、想定であり、購入確定量ではない。